

**五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会
平成26年度 第5回検討委員会議事録（要旨）**

日 時：平成27年1月16日(金) 午後2時00分～午後4時00分まで
会 場：五泉地域衛生施設組合 大会議室
出席者（敬称略） 委 員：鈴木良民、神田隆一、山田豊、矢部秋子、武藤浩行、佐藤喜代治、渡邊景子、浅間信一、北村藤雄、樋熊征夫、清水常義、清野政勝、猪俣誠一、中野敬一、阿部信裕、星義孝、波田野貞夫、黒野弘靖、町田俊夫、杉山信二、関川嗣雄、渡部学、皆川秀男（委員27名中23名の出席） 事務局：清野室長、風間係長、肥田主任、土屋主任、松田主事 関係者：（専門部会）石垣一幸、西村和幸、井上也寸志、木村隆八千代エンジニアリング(株)から3名
議 題：1. 第4回検討委員会の確認について 2. ごみ処理施設の整備に関する試算について 3. その他 ・会議の公開、非公開について（案）
議事進行 1. 開会 本日の会議には関係者として専門部会である2市1町の担当者と、委託コンサルタントの同席をお願いしたい旨を説明し、出席した委員から了解を得る。 2. あいさつ 黒野委員長 3. 議事 (1)第4回 検討委員会の確認について 第4回検討委員会の議事録（追加資料1）を提出し、前回会議の内容を確認した。 また、第4回検討委員会での質問に対する回答（追加資料2）により不足していた回答を補足し、委員から了承を得た。 (2)ごみ処理施設の整備に関する試算について 委員（A） 広域化によっていままで近くにあった焼却場が遠くなり、ごみを直接搬入している人の負担が大きくなるが、それらはデメリットとしてはここに含まれているか？ 事務局 収集運搬に関する経済面のデメリットだと思います。2市1町で新しい焼却場が1カ所に建設されると、今よりも焼却場へ直接搬入する人の運搬距離が長くなるので、例えば中継施設の整備や何らかの対策を協議会でも検討していくことになると思います

ますが、今後、具体的な建設場所が決定した段階で検討すべき課題だと考えています。

副委員長（A）

可燃ごみ処理LCCO₂の算出方法において、ごみの分別を進めることによる収集運搬距離の増加に対しては計算されているのか？

幹事（A）

ここでは、各市町での現行の可燃ごみを収集運搬した場合のCO₂の排出量を試算しており、今後はそのような試算もすることになると思います。

委員（B）

広域化すると可燃ごみの収集運搬費がかなり増加することになるが、その負担は住民にかかってくるのか？

事務局

広域処理により収集運搬費が増加しますが、それぞれの市町で対応を検討すべき問題と考えます。各市町の施策にもよるので、協議会事務局としてはそこまで踏み込んだ検討はしていません。

委員（C）

新たに計画しようとしている施設の建設候補地は1カ所だけなのか、それとも何カ所か選ぶのか？

事務局

まだそこまでの話には進んでいません。しかし、今後はどのような選定方法にするかについては検討委員会にも諮るつもりですが、複数の候補地の中から絞り込んでいくことになると思います。

委員（C）

ダイオキシンとかCO₂の検査、水質検査などを今でもかなりやっているようだが、その辺は大丈夫か？

事務局

環境面のメリットにあるとおり、施設の統合・集約化によりダイオキシン類や環境影響要因の発生抑制の効率的対応が可能となるので、最新の施設ではそういった心配はないものと考えます。

委員（D）

各市町の負担額の試算について、本来いろんな算出方法がある中で今回の資料を出

していると思うが、このほかの試算をしているか？また、阿賀野市の負担減が一番大きくなっているのはなぜか？

事務局

現行の五泉地域衛生施設組合規約の経費の負担割合に基づいての試算以外には行っていません。また、阿賀野市の負担減が大きいのは、現状では安田地区のごみは五泉地域衛生施設組合で、その他の地区は阿賀野市の環境センターで処理していますが、2つの施設の分を1つに集約できるからだと考えます。

委員（D）

現行では阿賀野市は非常に多くの運営負担をしていると判断していいのか？

事務局

はい、そのとおりです。

委員（D）

我々は議会を通すときには、この問題がもっとも説明責任を求められるところだから、この試算をきちんとして意思統一をしておかないと、2市1町の足並みを揃えるうえで難しいところだと思うので、ほかの試算も行って比較するべきだと思う。

幹事（A）

現段階で想定される条件は何か？ということで試算したものであり、これ以上の試算と言われてもまだ何も決まっていない段階なので、施設の処理方式や建設場所などの検討が進んだ段階で改めて精度の高い試算をしたいと思います。

委員（E）

施設の計画規模の数値は、88tや38tなどというように細かく設定出来るものなのか？

幹事（A）

こちらは試算上の数値なので端数を切り上げただけで、試算ですので概ね90tや100tなど区切りのいい数字にしても良かったです。

副委員長（B）

LCC試算の期間として、15年間で計算しているのはなぜか？

事務局

一般的に焼却施設の機器や設備については、概ね10年から15年ごとに大規模な基幹改良事業が検討されることから、LCCの検討期間は15年としています。

委員長

このコストとCO₂の試算結果から、広域化について了解できたものとまとめてよろしいでしょうか？

～「異議なし」の声～

ありがとうございます。では、そのようにまとめます。

(3) その他

委員 (F)

傍聴人に対して「傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ許可を得てください。」とあるが、これは撮影や録音を許可することを前提としているのか？もしかすると間違った方向に捉えて報道されるといけないと思うので、傍聴人にはこれを許可しない方向がいいと考えます。

事務局

事前に許可を得てからという条件になるが、撮影や録音を認めることを前提として考えています。

幹事 (A)

会議の公開といっても、場合によっては委員長の挨拶だけといった会議の冒頭のみを撮影して、その後は退出をお願いし傍聴はご遠慮いただくということも考えられるが、今後はマスコミも活用しながら広く啓発をしていく必要があると思うので、相互での協力関係を維持していくような必要があると思います。

副委員長 (B)

会議の内容からしても公開する段階ではないと思うし、いままでどおりホームページで議事録を公開するだけでいいと思う。また、傍聴人がいると委員の皆さんは思うような発言が出来ないことも考えられるため、会議の公開はしない方がいいと思う。

委員長

こちらについては検討委員会の総意で決定するので、公開はしない方向がいいという委員の皆さんが多数であれば、非公開ということも考えますがいかかでしょう？

副委員長 (A)

基本的に会議は公開が原則なので傍聴を認めてもいいと思うが、ビデオの撮影や録音を許可するのは、こちらの会議録との照合をしない中での発表をされる場合もあり、それらが後々の問題になることも考えられるため、ビデオ撮影や録音は許可しないほ

うがいいと思う。

委員（D）

会議を公開するにしても、一般傍聴と報道関係の取材など区別が必要だと思う。一般傍聴の場合には写真やビデオ撮影、録音を禁止して、報道関係でどうしても写真撮影が必要になる際には、委員の皆さんの同意がある場合には許可をする、ということかどうか？それと、実際には一度に多数の傍聴人席が用意出来ないわけだから、ある程度の人数制限は必要だと思うがいかがでしょうか？

事務局

これまで検討委員会の開催報告をホームページにアップすると、新聞社から次回開催の会議について傍聴したい旨の問い合わせが来ますが、一般の住民からの問い合わせはありません。事務局としては、入り口付近に椅子のみ設置して、傍聴をしてもらうという想定でいました。

委員長

いまほど委員がおっしゃるように、一般傍聴の場合と報道関係の取材とを個別に対応して許可を判断してはいかがかと思います。

委員（G）

これらの決定については、委員長の権限で判断してもらってはでしょうか。会議の内容によって、委員会に諮って非公開と判断するようなどき以外は、委員長の権限で決定してもいいと思います。

幹事（B）

こちらは2市1町による任意の協議会なので、適用するかどうかもありますが、例えば阿賀野市の場合には、会議の公開制度についての規約があり、原則会議の一般公開・傍聴を認めています。また、傍聴については可能な限り、会議室の規模に応じて傍聴席を設置することにしています。これらの会議での傍聴は実施しているのか？という問い合わせが多数あり、もしも会議の公開をしない場合にはその理由を問われる場合があるので、このような形で公開をしていく方向でお願いしたい。

委員（A）

会議室の広さの問題もあるし、傍聴を希望する人は事前に受付をしている場合のみ許可することにして、その上で人数や身分を明らかにして、傍聴目的を把握してから臨んでもらった方がいいと思う。

委員（H）

会議の公開については賛成ですが、問い合わせのあった新聞社は信用できるところ

なのか。我々がざっくばらんな話ができるようにしてもらいたい。

幹事（C）

建設関係の新聞社で、大丈夫だと思います。

副委員長（A）

各市町が持っている傍聴規定を準用することはできないか？可能であれば規程を定めることはできないのか。

幹事（B）

おそらく、議会においては取材などの許可をする場合には、議会の冒頭で議長の権限で判断する場合や各議員に諮る場合があると思いますが、今回の場合にはそれら傍聴規程とは別に、委員長や会長の判断によるものと思います。

幹事（C）

こちらについては、検討委員会設置要綱第6条の会議における公開、非公開についての明確な取扱いがなかったので、その部分に関して検討委員の皆さんにお諮りをしているもので、みなさんで公開、非公開の取扱いについて決定していただければと思います。また、ビデオ撮影や録音についての意見が出ていますが、それについても検討委員の皆さんで判断してもらえばいいと思います。

委員長

意見をまとめると、傍聴の取扱いについてはあらかじめ受付をして、身分を明らかにした上で傍聴に臨んでいただく。また、会議の内容によっては個人情報や利害関係に関わる場合には、事務局と相談して決定したいと思いますがいかがでしょうか？

～「はい」の声～

委員（F）

傍聴については同意をいただきましたが、録画等についてはどうされますか？

事務局

検討委員の皆さんの意見を受け、ビデオ撮影と録音については禁止し、写真の撮影はあらかじめ許可を得たうえで許可するものとします。なお、受付で一般の人か取材の人かを確認して、委員長と協議の上で撮影を許可するかどうかを判断したいと思います。このように修正して提案しますがいかがでしょうか？

委員（D）

そのときには、会議の冒頭で写真撮影を許可したことを報告しますよね？

事務局

はい。そのようにします。

委員長

そのように修正するという事でよろしいでしょうか？

～「はい」の声～

ありがとうございました。以上で本日の会議は終了いたします。

4. 閉会